

令和 6 年 3 月 8 日

京都私立病院協会長 様

京都市保健福祉局長
〔医療衛生推進室医療衛生企画課〕
健康危機対策担当TEL：746-7200

東大阪市内での麻しん患者の発生に係る接触者対応について（注意喚起）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本市医療衛生推進事業に多大な御協力いただき、誠にありがとうございます。

令和 6 年 3 月 1 日に公表されました、東大阪市内の麻しん患者の発生について、本市内に当該麻しん患者と同一の航空機に搭乗していた接触者が複数いることが判明しております。

接触者については、本市保健所からの健康観察を実施しているところですが、体調悪化時には医療機関を受診される可能性があります。

つきましては、麻しんを疑う方を診察された場合には、保健所に速やかに御一報いただくとともに、必要に応じて下記に示す検体の提供について、御協力いただきますよう貴会傘下会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

記

1 検体

- (1) 咽頭ぬぐい液
- (2) 血液（EDTA加） 3～5 mL
- (3) 尿 滅菌スピッツに 10~20mL

※診断後できるだけ早期に採取し、冷蔵保存してください。

2 検査方法

PCR法による麻しん及び風しんウイルス遺伝子検出

3 その他

(1) 発生届について

感染症法上の届出基準を満たす場合は、臨床診断例として発生届の提出や、血清 IgM 抗体検査を実施していただくようお願いいたします。

なお、検査結果が陰性であった場合は、届出を取り下げさせていただくこととなりますので、御了承ください。

（裏面あり）

(2) 接触者への連絡について

接触者へは、東大阪市からの連絡や厚生労働省からのメールで、同一の航空機に搭乗していた接触者である旨をお知らせしています。

4 参考

発生連絡フォームからも保健所に連絡することができます。

<https://hiromezu-next.city.kyoto.lg.jp/todokede/kansensho-shoku>



<発生連絡フォーム>
二次元コード